

佐久広域連合告示第2号

令和4年佐久広域連合議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月8日

佐久広域連合

広域連合長 柳 田 清 二

1 期 日 令和4年6月27日（月）午後1時30分

2 場 所 佐久広域連合議場（講堂）

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 清 水 喜久男 | 2番  | 田 邊 久 夫 |
| 3番  | 土 屋 利 江 | 4番  | 柳 澤 潔   |
| 5番  | 吉 川 友 子 | 6番  | 市 川 稔 宣 |
| 7番  | 神 津 正   | 8番  | 内 藤 祐 子 |
| 9番  | 三 石 義 文 | 10番 | 有 坂 辰 六 |
| 11番 | 渡 邊 光   | 12番 | 菊 池 今朝造 |
| 13番 | 中 田 征 洋 | 14番 | 高見澤 一 好 |
| 15番 | 石 井 正 行 | 16番 | 出 浦 修 身 |
| 17番 | 土 屋 好 生 | 18番 | 遠 山 隆 雄 |
| 19番 | 五 味 高 明 | 20番 | 荻 原 謙 一 |
| 21番 | 田 中 三 江 | 22番 | 今 井 英 昭 |

不応招議員（なし）

令和4年佐久広域連合議会第2回定例会

令和4年6月27日（月曜日）

議事日程（第1号）

開会宣告

諸般の報告

新代表副広域連合長の紹介

第 1 会議録署名議員指名

第 2 会期決定

第 3 議案上程、連合長招集あいさつ、議案総括説明

議案第10号 専決処分の報告について

議案第11号 佐久広域連合資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 一般質問

第 5 議案質疑・討論・採決

第 6 議案委員会付託

（休憩）

第 7 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決

第 8 閉会宣告

出席議員（22名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 清 水 喜久男 | 2番  | 田 邊 久 夫 |
| 3番  | 土 屋 利 江 | 4番  | 柳 澤 潔   |
| 5番  | 吉 川 友 子 | 6番  | 市 川 稔 宣 |
| 7番  | 神 津 正   | 8番  | 内 藤 祐 子 |
| 9番  | 三 石 義 文 | 10番 | 有 坂 辰 六 |
| 11番 | 渡 邊 光   | 12番 | 菊 池 今朝造 |
| 13番 | 中 田 征 洋 | 14番 | 高見澤 一 好 |
| 15番 | 石 井 正 行 | 16番 | 出 浦 修 身 |
| 17番 | 土 屋 好 生 | 18番 | 遠 山 隆 雄 |
| 19番 | 五 味 高 明 | 20番 | 荻 原 謙 一 |
| 21番 | 田 中 三 江 | 22番 | 今 井 英 昭 |

欠席議員（0名）

## 説明のため出席した者

|                        |       |                              |      |
|------------------------|-------|------------------------------|------|
| 広域連合長<br>(佐久市長)        | 柳田清二  | 代表<br>副広域連合長<br>(小諸市長)       | 小泉俊博 |
| 代表<br>副広域連合長<br>(南牧村長) | 大村公之助 | 代表<br>副広域連合長<br>(御代田町長)      | 小園拓志 |
| 副広域連合長<br>(小海町長)       | 黒澤弘   | 副広域連合長<br>(川上村長)             | 由井明彦 |
| 副広域連合長<br>(南相木村長)      | 中島則保  | 副広域連合長<br>(北相木村長)            | 井出利秋 |
| 副広域連合長<br>(佐久穂町長)      | 佐々木勝  | 副広域連合長<br>(軽井沢町長)            | 藤巻進  |
| 副広域連合長<br>(立科町長)       | 両角正芳  | 監査委員                         | 柳澤治  |
| 会計管理者                  | 上野幸一  | 事務局長                         | 中澤幸二 |
| 消防長                    | 小林透   | 消防次長                         | 柳澤正憲 |
| 総務課長                   | 金井靖   | 警防課長                         | 堤光雄  |
| 指揮課長                   | 山本博樹  | 通信指令課長                       | 佐藤智英 |
| 福祉課長                   | 菊原秀浩  | 成年後見支援センター・<br>障害者相談支援センター所長 | 依田徳光 |
| 清和寮寮長                  | 木次洋史  | 豊昇園所長                        | 相澤昇  |

---

## 議会事務局

事務局次長 塩川秀治 庶務係長 志摩祐喜

---

## ◎開会宣告

(午後 1時30分)

○議長(柳澤 潔) それでは、これより令和4年佐久広域連合議会第2回定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は22名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、クールビズでの期間中でございますので、暑いようでしたら会議中、上着を脱ぐこと及び熱中症対策として、登壇者はマスクを外すことを許可します。

また、発言終了後に職員が演台等の消毒を行うことも許可します。

例月出納検査結果報告書が提出され、お手元に配付してありますので、ご覧願います。

本会議、傍聴のため申込みがございますので、これを許可してあります。

また、報道機関及び広報取材のための申込みがあり、これを許可してありますので、ご承知願います。

---

## ◎諸般の報告

○議長(柳澤 潔) 諸般の報告を行います。

お諮りいたします。

本件につきましては、印刷してお手元に配付してありますので、ご覧願うことにして朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(柳澤 潔) ご異議なしと認めます。

よって、朗読は省略いたします。

---

## ◎新代表副広域連合長の紹介

○議長(柳澤 潔) 次に、新代表副広域連合長を紹介いたします。

連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

柳田連合長。

[広域連合長 柳田清二登壇]

○連合長(柳田清二) 皆さん、こんにちは。新代表副広域連合長のご紹介を申し上げます。

北佐久郡から選出をされております、代表副広域連合長につきましては、北佐久郡行政連絡協議会の申合せによりまして、本年4月1日付で小園拓志御代田町長さんが選出されておりますので、ご紹介を申し上げます。

○議長(柳澤 潔) それでは、新代表副広域連合長からご挨拶をお願いいたします。

小園拓志御代田町長、ご登壇願います。

〔御代田町長 小園拓志登壇〕

○副連合長（小園拓志） ただいまご紹介いただきました、新しい代表副連合長ということで御代田町の町長の小園でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

北佐久郡行政連絡協議会で毎年会長が代わっております。ということで、3年に1回会長をさせていただくということで、3年ぶりの代表副連合長復帰でございます。

3年前は本当に右も左も分からない中で、しかも、いきなり遅刻するという失態を演じてから早3年がたったなというところがございます。そちらに6番でお座りの市川さんには、お叱りを受けたところがございますけれども、そこからどれだけ成長できているか分かりませんが、まだまだ勉強が足りない身でございますので、どうか皆様のご指導・ご鞭撻をいただきながら佐久広域連合を柳田連合長をお支えしながら、皆さんと一緒に盛り立てていければ幸いに存じます。どうかよろしくよろしくお願いいたします。

以上です。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（柳澤 潔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、土屋利江議員、6番、市川稔宣議員の2名を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（柳澤 潔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、6月8日に議会運営委員会が開かれ、ご協議を願っておりますので、その結果を委員長からご報告願います。

議会運営委員会、三石委員長。

〔議会運営委員会 三石義文登壇〕

○9番（三石義文） 議会運営委員長の三石義文です。議会運営委員会の報告をいたします。

去る6月8日、佐久広域連合議会第2回定例会の会期及び日程等について、議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に提出されます議案は、専決処分報告1件、条例案1件の計2件であります。一般質問の通告者は、内藤議員1名であります。また、議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

会期につきましては、本日1日間といたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、一般質問の質問時間につきましては、議会先例により60分となっておりますが、今回に

限り40分と決定いたしました。

以上、議会運営委員会の会議結果につきまして、ご報告いたしました。

○議長（柳澤 潔） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### ◎日程第3 議案の上程

○議長（柳澤 潔） 日程第3、議案の上程をいたします。

連合長から、専決処分報告1件、条例案1件の計2件が提出されております。

議案第10号から議案第11号までの2件を一括上程いたします。

次に、連合長から招集挨拶、並びに議案の総括説明を求めます。

柳田連合長。

〔広域連合長 柳田清二登壇〕

○連合長（柳田清二） 招集のご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和4年佐久広域連合議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にご参集をいただき議会が開会できましたこと、厚く御礼を申し上げます。

初めに、お時間をいただきまして、私の新型コロナウイルスへの感染につきまして、既にご承知のこととは存じますが、改めまして経過のご報告を申し上げます。

去る5月23日の午後、公務中に体調不良を感じましたことから、佐久市内の医療機関においてPCR検査を実施いたしましたところ、同日に「陽性」と判明いたしました。このため、佐久保健所の指示を受け、6月2日までの10日間を自宅療養とし、リモートや電話による公務を行ってまいりましたが、症状も改善しましたことから国の基準に基づきまして、6月3日に公務へ復帰しております。

感染経路は不明であり、誰もが感染リスクを負う状況であるとはいえ、感染症対策の陣頭指揮を執る立場にありながら、私自身が罹患しましたことで多くの皆様にご心配をおかけいたしましたことに、この場をお借りいたしましておわび申し上げます。

振り返ってみますと、体調が悪いときや感染したかもしれないと思ったときには、まず自らが「行動制限をする」ということが大切であると感じたところがございます。

また、今後におきましても、より一層の感染防止対策や健康管理に留意をしながら、職務を全うしてまいりたいと思います。

それでは、議案の総括説明を申し上げます前に、佐久広域連合を取り巻く最近の情勢等について5点申し上げます。

1点目といたしまして、FMラジオを活用した佐久地域PR事業について申し上げます。

この事業は、今年度から新規事業として県の地域発元気づくり支援金を活用いたしまして、「全国コミュニティFM局に向けた公開生放送」及び「首都圏でのラジオ放送」を、3年間での実施を考えているところであります。

コミュニティFM公開生放送では、「あの頃青春グラフィティ」という番組において、今年度は既に6月4日土曜日の午後1時から4時に、4月29日にリニューアルオープンをいたしました「小諸市動物園」を会場に実施いたしました。当日は、小諸市長であります小泉代表副連合長や小諸市動物園の飼育員、マンズワイン株式会社小諸ワイナリーの社員やJA佐久浅間農協の職員をゲストに迎え、小諸市や小諸動物園、千曲川ワインバレーや佐久地域の農産物などのPRを行いました。私や柳澤広域連合協議会議長もゲスト出演をいたしまして、佐久広域連合の紹介をはじめ、佐久地域の魅力や主な観光地のPRを全国に向けて発信をしたところでございます。

なお、来年度以降の実施につきましては、もちろんバランスよく実施会場を設定し、自慢できる佐久地域をPRしていきたいと考えておるところでございます。

また、首都圏でのラジオ放送につきましては、現在は詳細を検討中でございますので、内容が確定しましたら広く周知をしてみたいと思います。

2点目といたしまして、令和3年3月31日をもって閉場となりました佐久広域食肉流通センター敷地の財産処分について、進捗状況並びに今後の予定についてご報告を申し上げます。

昨年の第3回定例会におきまして、解体工事費等が大幅に削減ができてまして財政的なメリットが大きいことから、更地で売却する予定を一部建物つきでの土地売却を進めていくこととした旨をご報告させていただいたところでございます。

その後、売却に向けた土地の測量・分筆・不動産鑑定などと合わせて、一部の解体工事等や都市計画決定がされていた「と畜場」の廃止手続を進めてまいりましたが、本年3月25日には一部解体工事等が全て完了となりまして、都市計画決定の「と畜場」も30日には廃止が決定いたしました。

今後につきましては、売却方法を公募型プロポーザル方式にして進めることとしております。この敷地は、佐久市におきまして「流通業務団地」に指定されていることから、事業者からの敷地利用に関する事業計画、提案をされた売却価格を総合的に審査し、売却先事業者を決定してまいります。7月にはプロポーザルの審査委員会を立ち上げ、実施要領の審査や決定を行い、10月上旬には事業者からのヒアリングやプレゼンテーションが実施できるように進め仮契約の締結を経て、12月の広域連合議会におきましてご決議を賜りまして本契約としていく予定でございます。

なお、関係9区の区長の皆様には、これまでと同様に随時経過のご報告をさせていただいている

ところでございます。

3点目といたしまして、昨年4月から新たに佐久広域連合障害者相談支援センターに「医療的ケア児等コーディネーター」を配置、相談支援体制の強化に努めてまいりましたが、支援の状況について申し上げます。

近年の医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアが必要な児童が増加傾向にある中、「医療的ケア児支援法」が成立して1年が経過したところでありますが、昨年9月に施行され、国や地方自治体による医療的ケア児とご家族への支援の実施が、これまでの「努力義務」から「責務」となり、社会全体で支援する体制整備が求められました。昨年度の佐久地域におきましては、保護者や関係者38名から500件の相談を受けまして、通院支援・就学・福祉サービス利用などに関する相談に対し、医療・教育・福祉等の関係機関と連携して、適切な支援の提供を行ってきたところでございます。

今後も引き続き、医療的ケア児とご家族の皆さんとしっかりと向き合いながら、必要となる社会資源やニーズの把握に努め、地域で支えるための支援体制の構築に向けて、関係機関とより一層の連携強化を図ってまいります。また、「医療的ケア」という特別な配慮が必要な皆さんの災害対応についても、昨年5月に施行されました「改正災害対策基本法」に基づきまして、安心して生活ができるよう、個別避難計画作成の促進等、関係機関と連携して防災体制の整備にも努めてまいります。

4点目といたしまして、佐久広域連合が運営をいたします「社会福祉施設での新型コロナウイルス感染症対策」について、現状の報告を申し上げます。

当広域連合が運営をいたします豊昇園、塩名田苑、清和寮では、これまで国等から示されました感染予防対策を講じながら取り組んでおりますが、第6波による感染拡大によりまして身近な家族などでも陽性者となり、職員が自宅待機等で勤務できなくなるといったケースに直面するなど、施設の機能維持にあたって、これまで以上に集団感染防止の対策強化が必要となっています。

既に、施設入所者や職員に関しては3回目のワクチン接種も終わりましたが、今後は高齢者や基礎疾患を有する入所者に対して、4回目の接種を7月をめどに予定をしているところでございます。

入所施設では、ひとたび感染事例が発生いたしますと、感染拡大となるおそれがありますので、引き続き感染の防止策を徹底していくものといたします。

5点目といたしまして、消防関係でございますが、「長野県消防救助技術大会」について申し上げます。

昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症感染防止対策の徹底を図り、6月18日土曜日に長野県消防学校で開催がされました。佐久広域全消防署から7署、10チーム27名の職員が出場いたしました。

結果は、残念ながら上位大会への出場権は得られませんでした。この大会に向けた訓練を通し

て隊員の体力、精神力及び技術力の向上と消防署全体の士気の高揚やチームワークの醸成を図ってまいりました。

職員は引き続き、消防救助技術の向上に努め、日々の訓練に励んでまいります。

以上、佐久広域連合を取り巻く最近の情勢等について、5点ご報告を申し上げます。

引き続きまして、議案の総括説明を申し上げます。

本日、定例会に提案いたしました議案は、専決処分報告1件、条例案1件の合わせて2件です。

初めに、「専決処分の報告」について申し上げます。

これは、「令和3年度佐久広域連合補正予算」の一般会計及び、消防特別会計・特別養護老人ホーム特別会計・救護施設特別会計の3特別会計予算を、令和3年度事業費の確定に伴いまして、本年3月31日付で最終補正予算の専決処分を実施したことについて、議会に報告し承認をお願いするものでございます。

次に、「条例案」についてご説明を申し上げます。

佐久広域食肉流通センター財政調整基金の目的が終了したことに伴いまして、佐久広域連合資金積立金条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案の概要について申し上げます。詳細につきましては、事務局長より説明を申し上げますので、よろしくご審議をお願い申し上げ、総括説明とさせていただきます。

---

#### ◎議案第10号、議案第11号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第10号から議案第11号までの説明を求めます。

中澤事務局長。

〔事務局長 中澤幸二登壇〕

○事務局長（中澤幸二） それでは、議案第10号専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

お手元の議案つづりの2ページから4ページ及びそれ以降の各補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

専決処分につきましては、本年3月の第1回定例会におきまして、あらかじめお願いを申し上げたところでございますが、令和3年度佐久広域連合一般会計及び3特別会計の補正予算を専決処分したことにつきまして、議会に報告しご承認をお願いするものでございます。

令和3年度の最終補正予算につきましては、全体としまして歳入の確定及び事業費の確定などに伴いまして、精算的な補正予算でございます。なお、余剰が生じました市町村からの分担金につきましては一旦財政調整基金に積み立て、令和4年度予算において清算を行うものでございます。

それでは、初めに水色の用紙の部分でございます「令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第5号）」をご覧いただきたいと存じます。

予算書1ページをお願いいたします。

補正の内容でございますが、歳入歳出それぞれ467万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,954万5,000円とするものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

まず、歳入の主な補正内容でございます。2款の使用料及び手数料でございます。こちらは、増額しておりますが、火葬場の使用料また霊柩車使用料の増額によるものでございます。

続いて、5款でございます。諸収入でございますが、こちらは雑入の部分でございますが、長野県市町村職員共済組合からの助成金がございます増額となっているところでございます。

次に、中段の歳出をお願いいたします。歳出につきましては、1款の議会費から5款の教育費に係る各事業費の確定に伴う減額分と合わせて、2款の総務費で財政調整基金への積み立てを行うための補正でございます。これは、各事業費の確定及び減額に伴い生じた市町村分担金の不用額を財政調整基金に積み立てるもので、この分担金不用額につきましては、今年度予算におきまして調整させていただくものでございます。

続きまして、「令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算書（第5号）」をご覧くださいと存じます。

予算書1ページをお願いいたします。

補正の内容でございますが、歳入歳出それぞれ41万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,056万円とするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

まず、2款の使用料及び手数料につきましては、許可や証明手数料の確定による増額でございます。

次の7款、諸収入の減額につきましては雑入でございますが、主に公有財産の貸付料確定による減額でございます。

次に、中段の歳出の補正内容でございますが、人件費及び事業費の確定に伴う減額分と合わせて、1款、消防本部費で財政調整基金へ積み立てを行うための補正でございます。こちらにつきましても、一般会計と同様に本年度予算におきまして、市町村分担金の不用額を調整させていただくものでございます。

続きまして、「令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）」をご覧くださいと存じます。

予算書1ページをお願いいたします。

補正の内容でございますが、歳入歳出それぞれ1,133万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,225万3,000円とするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

歳入補正の主な内容でございますが、1 款のサービス収入は、介護給付費収入などの確定に伴いました増額、また 4 款の繰入金につきましては、事業費確定に伴います社会福祉施設財政調整基金からの繰り入れの減額でございます。

次の歳出補正につきましては、2 施設の運営に係る人件費及び事業費の確定によるものでございます。

続きまして、「令和 3 年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第 4 号）」をご覧いただきたいと存じます。

1 ページをお開きください。

この特別会計につきましては、生活保護法に基づく救護施設清和寮の予算でございます。補正の内容でございますが、歳入歳出それぞれ 6 5 1 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1, 4 7 4 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、2 ページをお願いいたします。

歳入補正の主な内容でございますが、1 款の分担金及び負担金は、県市負担金等の確定に伴う減額となっております。また 5 款、繰入金につきましては、事業費の確定に伴います救護施設財政調整基金繰入金の減額でございます。

次に、歳出補正の主な内容でございますが、施設の運営に係る人件費及び事業費の確定による減額及び財政調整基金積立金の増額でございます。

以上、議案第 1 0 号 専決処分報告につきましてご説明申し上げました。ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○事務局長（中澤幸二）** 続きまして、議案第 1 1 号 佐久広域連合資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案つづり 5 ページから 7 ページ及び資料 1 でございます。

初めに、7 ページをお開きください。

改正理由について、ご説明申し上げます。

本条例は、令和 3 年度をもって佐久広域食肉流通センターに関わる業務が終了したことから、佐久広域食肉流通センター財政調整基金を廃止するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、資料 1 の新旧対照表でございますが、ご覧ください。

改正内容についてご説明申し上げます。

条例の別表、中段の佐久広域食肉流通センター財政調整基金の項を削るものでございます。

議案第 1 1 号についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（柳澤 潔）** これをもって、全議案に対する説明は終結いたしました。

#### ◎日程第4 一般質問

○議長（柳澤 潔） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の通告者は8番、内藤祐子議員1名であります。

なお、質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も答弁者も、要旨を要約し、円滑な議事進行についてご協力願います。

内藤祐子議員の質問を許します。

8番、内藤議員。

〔8番 内藤祐子登壇〕

○8番（内藤祐子） 皆さん、こんにちは。8番、内藤祐子です。

ウクライナ情勢がこれほど長引くとは思いませんでしたが、一日も早い和平を強く望みながら今回の質問に入りたいと思います。

今回の私の質問は、大きく2項目です。1、佐久創造館について、2、成年後見制度についてです。

まず、創造館について質問します。

この課題を広域連合議会で取り上げるべきなのかどうか、私も正直考えました。広域連合が事業展開している課題は当然でありますけれども、広域の住民に関わる課題ですので、少なくとも実際にはどうなっているのか、関わる住民の皆様はどんな要求を持っているのか、まずは現状認識を共有すること、何ができるのかを検討することは必要ではないかと考え問題提起したいと思います。

そこで、まず（1）として「存続を望む住民の声は把握しているのか」伺います。新聞報道が先行する中で、昨年7月18日に県による第1回長野県佐久創造館利用者懇談会が開かれ、併用施設の利活用や運営に係るファシリティマネジメント基本計画に基づいての方針の説明ということで突然の閉館方針の提示と、既に決定のような説明の在り方に参加者からは驚きと継続を求める意見が続出したと聞いております。そのときの参加者は、利用サークル代表48名、県の文化政策課からは4名、創造館から5名とのことです。佐久創造館利用のサークルは現在73団体、年間15万人が利用しており活用率の高い使い勝手のいい施設であり、存続を願う声は大きいと見ています。

去る5月1日には、「佐久創造館の存続を願う会」総決起大会が開かれ、私も参加しました。約100人ほどが参加していたかと思えます。存続を求める多くの声を確認することができました。こうした佐久地域の文化活動の実情、存続を願う声をまず把握しているのでしょうか、伺います。

（2）として、存続を願う会も陳情も含めて、何ができるのかを今後検討していくというふうな報告がありました。住民の要求に寄り添い、広域連合としても県へ存続を求めるべきではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、大きな項目2として、成年後見制度について質問したいと思います。

以前にも質問しましたが、高齢化社会、核家族化が進む今日、以前にも増してこの制度の重要性、

必要性が高まっていると認識しています。ところが、なかなか利用が広がっていないのが現実です。その要因を分析し、どうすればより踏み込みやすい、より使いやすい制度にすることができるのか、国による制度改革が必須ではありますが、佐久地域においても課題整理する中での改善はできるのではないかと思います、以下、質問したいと思います。

(1) として、まず佐久圏域における成年後見制度の利用状況、イ以下は広域計画に掲げた方針からの分析を確認したいと思います。アとして、実情について、イとして、段階的な体制整備の状況、ウ、相談支援の基盤強化と法人後見の受任体制の状況、エ、成年後見支援センター運営協議会の状況、以上を伺います。

(2) として、一般に指摘されている問題点について佐久圏域ではどうなのか、確認したいと思います。言葉だけでも分かりにくいし、それぞれ説明していると長くなりますので、資料をつくりましたのでお手元に配付させていただいております。資料ナンバー1は、成年後見制度の種類についてです。ナンバー2は、内容と後見人の種類について、ナンバー3は、この間の利用者数と業態別選任者数割合の推移です、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。2000年に成年後見制度が発足してから、これまで全国的に様々な問題が指摘されてきました。地域差はあるとしても、佐久でも同様の傾向があると考えます。

そこで、指摘されている問題の主なものの中からアとして、利用者数の伸び悩みについて、イとして、成年後見等の受任先となる専門職後見人の急増と親族後見人の急減について、ウとして、法定後見制度における保佐、補助と任意後見制度及び市民後見人の少なさについて、エとして、市町村長申し立て対応の重要性について、以上を伺います。

(3) として、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画について伺いたいと思います。計画の方針ができる前、またこれまでの課題整理の中からの改善もこの中に盛り込まれています。制度運用や報酬、ネットワーク等もですが、本人らしく生きていける権利擁護支援が大きな柱として位置づけられました。そのための具体化が求められていると思います。

そこでアとして、国の基本計画についての受け止めはどうなっているのか、イとして、対応した計画は作成するのか、以上、伺いたいと思います。

この場からは以上です。

○議長（柳澤 潔） 中澤事務局長。

〔事務局長 中澤幸二登壇〕

○事務局長（中澤幸二） 内藤議員のほうから、佐久創造館についてまた成年後見制度について2点ご質問をいただいておりますので、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、創造館についてのご質問でございます。

初めに、(1) 存続を望む住民の声は把握しているのかのご質問でございますが、存続を望む住民の皆様の声につきましては、佐久広域連合に対して直接要望などはございません。しかし、佐久

創造館の利用者の方々による「存続を願う会」が組織され、県に対して存続に向けた陳情の提出など行っていくことにつきましては、新聞報道により承知しているところでございます。

続きまして（２）でございますが、住民の要求に寄り添い、広域連合として県に存続を求めるべきではないかのご質問にお答えいたします。

県は、佐久創造館につきまして、令和５年度で閉館する方針を示されたところでございます。今後、先ほど申しあげました利用者の皆様で組織する「存続を願う会」の動向を踏まえ、県がどのように対応し判断されるか注視してまいりたいと考えております。

続きまして、成年後見制度の質問に順次お答え申し上げます。

（１）でございますが、佐久圏域における成年後見制度利用状況でございます。まず、アの実情でございますけれども、現在少子高齢化、核家族化の進展に伴いまして、成年後見制度の利用者数は年々増加傾向にあります。佐久圏域では地域偏在による専門職などの後見人不足、後見報酬の費用負担の理由から制度利用へ円滑につながらないケースもございます。長野家庭裁判所佐久支部からの報告によりますと、令和３年３月３１日現在で、佐久圏域内における成年後見制度を利用している件数は４２２件となっております。その内訳を申しますと、後見類型が３１０件、保佐類型が７８件、補助類型が２０件、任意後見が３件、未成年後見が１１件という状況でございます。

続きまして、イの段階的な体制整備の状況とウの相談支援の基盤強化と法人後見の受任体制の状況についてでございます。佐久広域連合では、平成２４年４月に成年後見制度の周知を図るため、相談窓口となる成年後見支援センターを設置しました。さらに、平成２８年４月より社会福祉士による質の高い相談支援の提供や、資力が乏しいなどの理由により後見人の引き受け手がない方の円滑な後見受任の実施のため、佐久市社会福祉協議会に業務を委託して段階的ではございますが、相談支援の基盤強化及び法人後見受任等の体制強化に努めてきているところでございます。なお、令和３年度の業務委託の実績につきましては、新規相談者が１１８名、このうち成年後見人等の選任に至った方が１１名であります。業務を委託した平成２８年度からの累計では、３２名の方の成年後見人等を受任しております。

続きまして、エの成年後見支援センター運営協議会の状況でございます。成年後見支援センター設置と合わせまして、弁護士等の識見者及び福祉関係者、また市町村職員で構成しました成年後見支援センター運営協議会を設置して、センターの運営及び地域の支援体制などに関する協議を年２回開催して行っているところでございます。今後も、本運営協議会や成年後見制度利用促進基本計画に基づきまして、令和３年４月に設置をしております中核機関におきまして、地域の実情を踏まえた支援の在り方について協議を行い、関係機関との連携によります支援体制の構築に努めてまいりたいと思っております。

続いて、（２）の一般に指摘されている問題点について、佐久圏域ではどうかのご質問にお答えいたします。

まずア、利用者数の伸び悩みでございますが、佐久圏域におきましても平成24年度の制度利用申立件数59件に対し、令和3年度の制度利用申立件数が61件と、10年前と比較しても潜在的に支援が必要な方が多くいる中、制度利用者が増加していない状況でございます。支援が必要な方が、住み慣れた地域で尊厳のある本人らしい生活を継続するために、地域全体で制度の理解を深め、さらなる利用促進の取組が求められている状況です。

次に、イの成年後見等の受任先となる専門職後見人の急増と親族後見人の急減についてでございますが、被後見人の報酬費用の負担や権利利益の保護の観点から、本来後見人としてふさわしい親族などの身近な支援者がいる場合は、これらの支援者を後見人に選任することが望ましいとされており、しかし、親族後見人となるべき親族が見当たらないケースが増えていることによりまして、佐久圏域においても令和3年度の後見人等に選任された専門職後見人の割合は全体の7割を超えており、大きく増加している状況となっております。

次に、法定後見制度における保佐、補助と任意後見制度及び市民後見人の少なさについてですが、先ほど実情で件数を申し上げましたとおり、判断能力がほとんどなくなってしまった人に適用される後見類型の利用が最も多く、他方で本人の行為能力の制限を最小限にとどめ、本人の意思を最大限尊重することができる補助や任意後見等の制度の利用者は少ない状況でございます。

次に、エの市町村長申し立て対応の重要性についてですが、佐久圏域では令和3年度は、全申立件数61件のうち市町村申立の件数は10件でございます。単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加によりまして、必要なときに後見の申立をすべき親族が見当たらないケースが増えてきておりますことから、今後さらに市町村長申立の対応は重要となり、各自治体の対応の強化が求められている状況でございます。

以上のように、佐久圏域でも一般に指摘されている問題点が顕著に表れている状況となっております。これらの問題点を含め、地域課題の解消に向けて関係機関と一層の連携強化を図り、制度利用の円滑化及び権利擁護の充実等の促進に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、(3)国の第二期成年後見制度利用促進基本計画のご質問にお答えいたします。

まず、アの受け止めは、についてでございます。第一期成年後見制度利用促進基本計画につきまして、令和4年度から令和8年度までの5年間における第二期成年後見制度利用促進基本計画が本年3月に閣議決定されております。本基本計画では、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実等による成年後見制度利用促進の取組みが目標として掲げられております。佐久圏域においても、本基本計画に基づき改めて権利擁護支援を明確にした、支援体制の整備等について中核機関と関係機関で協議を重ね、地域共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、イの対応した計画は作成するのかについてでございます。

第二期成年後見制度利用促進基本計画に関わる基本的な計画を策定しますのは、市町村となりますので、成年後見制度の利用促進に向けて情報共有を図ってまいりたいと考えるべきところでござ

います。

お答えにつきましては、以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤祐子議員。

○8番（内藤祐子） 1の創造館については、動向を注視しながらという想定範囲なんですけども、やはり前回の集会に参加したときに、熱い思いというのは生に受け止めてきました。そこに参加している利用している皆さんというのは、この場所が東信の活動拠点であるということ、そして、これまで長いことそれを利用することによって創造館そのものを利用者が育ててきたという意識をしっかりと持っていらっしゃるということ、続けてきた人たちの平均年齢もかなり高いかなというふうには感じましたけれども、その人たちがここを拠点にこの地域の文化活動をしっかりと担っているという自覚を本当に強く持っていらっしゃるんだなということを強く感じました。そういう意味では、今回この場所がなくなったら、恐らくそのサークル活動も終わりに終わってしまうのではないかという危機感を持っていらっしゃる方もたくさん感じたんです。そういう意味では、もちろんこの市町村も今、マネジメント、課題になっているとは思いますが、総論賛成、各論反対の部分でいろんな声を出されていたと思いますが、ほかの創造館と比べてもここは利用者が多い、利用頻度の高い施設だということも確認することはできました。そういう意味では、まず廃止ありきからのスタートではなくて、この皆さんの声をしっかりと聞いてどうしていくのか、何ができるのかを検討するための広域連合として何を求めるかということ非常に難しいんですが、そのバックアップはぜひ何とか一定の形をつくっていただければなと思いますので、ぜひ皆さんの本当に多くの文化を支えてきた皆さんの声をしっかりと受け止めていただきたいと思います。この点に関しては、要望として出しておきたいと思います。

2のほうに移りますが、佐久圏域の場合には、2012年に佐久広域連合成年後見支援センターが発足して、成年後見制度利用促進法が成立した2016年に業務は社協に委託した経過があると思います。実際、窓口は今、社協で受けて様々なサービスにつないでいるんだなということは確認しています。先ほど、答弁の中にも、広域計画の中にも中核機関という表現があります。この中核機関というのは、市町村、佐久市社会福祉協議会、佐久広域連合が連携して、中核機関として機能するため云々というような表記がされています。答弁の中でもありましたけれども、この中核機関という規定は、いわゆるここで言うこの3者、市町村を一つと考えれば、これを基本としてここが中核機関という認識でよろしいですか。国の計画の中にも、中核機関の重要性というのはかなりうたわれているので、そういう意味では広域連合もかなり主体的に関わるものだというふうに、そこを確認したいと思うのですが、中核機関の構成団体はそういう認識でよろしいですか。確認します。

○議長（柳澤 潔） 依田成年後見支援センター所長。

〔成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長 依田徳光登壇〕

○成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長（依田徳光） では、すみません。ただいま

の中核機関のご質問に回答いたします。

中核機関のほうにつきましては、内藤議員がおっしゃったとおり、この佐久圏域においては11市町村、あと私どもが業務を委託しております佐久市社会福祉協議会、あと佐久広域連合の3者で中核機関とさせていただいております。それぞれ中核機関が司令塔機能、事務局機能、進行管理機能というのがございまして、それぞれ役割を決めてこの3者で連携をしながら進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤祐子議員。

○8番（内藤祐子） 広域連合もしっかりと中核機関の一員であるということを確認した上で、ちょっとお伺いしたいと思います。

今回のこれについては、国の基本計画第二期基本計画の中で、これから先地域の中でのコーディネーター機能ですとか、また支援のためのチームで支援していくそういうネットワークをつくるということがすごく大きく、今回の二期計画の中で位置づけられてきていると思うんですね。いろいろな厚労省の統計を見ても、独居老人であるとか、様々な課題がこれから高齢化社会を迎えていく中では当然ですし、また知的障害者の数的な増加というのも、はっきりと数字で出されているんですね。そう考えると、今後この成年後見制度の重要性というのはますます大きくなっていくというのは、統計上もはっきりしているんです。その中で、今回第二期で打ち出されてきたのは、個人の尊厳をきちんと位置づけた地域の中で当たり前のように生きていけるようなサポートをどうするかということの中に、成年後見制度を大きくしようというふうにうたわれているというふうには私は解釈しました。その意味では、中核機関の役割をどういった機会や体制で実施するのかを明確にすることというふうには計画の中でうたわれているんです。これを具体化するのが、今後の形ではないかと思うんですけども、今現在は実はやっぱりいろんなところで行政は縦割りをすごく感じるんですけども、業務委託したことによって、その主な業務そのものは社協、相談支援であるとかいろんなコーディネートそのものも社協が受けているという状況がある中、そこにお任せという形ではなくて、少なくともその計画は市町村、またそれぞれ別々になっていくと、本当に今後の計画を中核機関がしっかり責任を持って打ち出して一歩前進するということは、なかなか私として実感が持てないんです。そういう意味では、決して義務ではないんですけども、この3者の中核機関の位置づけをさらに今後大きくしていかなければ、また絵に描いた餅になってしまうのではないかという気も感じるんですが、この計画作成市町村、窓口社協、その中であってもそれをしっかりコーディネートしていく役割として、もう一歩踏み込んだ広域連合の取組を求めたいと思うのですが、その辺のことについての考えはいかがですか。

○議長（柳澤 潔） 依田成年後見支援センター所長。

〔成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長 依田徳光登壇〕

○成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長（依田徳光） 今ほどいただきましたご質問に回答いたします。

中核機関の在り方について、今いただきましたけれども、中核機関のほうでも中核機関連絡会というのも設けておりまして、その構成メンバーが市町村の職員であったり、地域包括支援センターの職員であったり、私どもでやっております社協であったり、裁判所の方が加わって実務者レベルの連絡会というのが一つございます。

あと、もう一つ当センターでやっております成年後見支援センター運営協議会というのがございます。この中では後見人となっております専門職の方、社会福祉士ですとか行政書士の方、弁護士の方が加わっているような、あとまた、福祉関係、高齢者関係の方も加わっているような会議がございますので、令和3年度に中核機関となったばかりで日が浅いところではございましたが、そういうところに出てくる意見ですとか、様々なご意見とかをそれぞれの機関で関わっている皆さんで共有していきながら、まず連携を図るといような形で中核機関の機能を強化していきたいと思っております。

それぞれ窓口になる市町村とももちろん連携をとりながら進めて、これから第二期の計画もこの3月にできたばかりですので、これからいろいろ県とか国のほうで勉強会とか研修会とかも行われてくるかと思っておりますので、そういう部分で市町村、関係機関と共有しながら、徐々にではございますが強化していければと考えております。

以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤祐子議員。

○8番（内藤祐子） 中核機関の中でも協議する、そういう会があるというふうに伺いました。なかなか外からそういうことをやっていることが見えないものですから、一体どこで具体化されているのかなということが、ちょっと私たちも見えにくい部分があるのは確かです。その中で、対象になるのは一般の住民の方ですから、そういうことがはっきり見えるようなことがこれから大事なんだろうなと思っています。

この広域計画の中でも、なぜ進まないかということの分析は書かれているんですよ。その中では、地域偏在による専門職等の後見人不足、後見報酬の費用負担、対象者が生活面で複合的な問題を抱える等の理由から、円滑につながっていないというふうに既に分析はされているんですが、まさにそうだと思うんです。実は、親の会でもこの制度がスタートした当初、勉強会をやりました。そのときに何でちゅうちょするのかといったときに、一番大きかったのは報酬負担ですよ。裁判所がそれぞれの状況に応じて費用負担を決めるということになってはいますが、大体2万円前後。これが毎月負担になったときに、なかなか月々、例えば障害者年金ですとかそういう決められた報酬の中から、それを捻出するのは非常に難しいと、親たちにすればその部分等を制度的に、当初は選

挙権もなくなるということもありまして、それはその後改善されたんですけども、本人の人格が否定されていくようになるんじゃないとか、また途中で後見人を外すことができない、この柔軟性のなさが非常にネックになっている。これは生の人たちの声から伺った部分です。その辺が、今回の第二計画の中でかなり改善されていけば、少し進むのではないかなというふうに感じているところです。

この費用負担については、利用者側から見るとすごく負担が大きいんです。でも、それを今受ける専門職後見で言うと、弁護士と司法書士、この人たちから見ると一人につき2万前後で、月に一度ぐらいミーティングをやったり、様々な金銭の出し入れをしたり、サービスの申請に関わったり、非常に負担が大きくて、両方にとって非常に大変だということが現状あるんです。

そういう意味では、市町村によって、そこに支援しているところしてないところ、全国的に様々あるんですが、ということは、これを進めるためには行政の財政支援が必要なのではないかと、それが大きな一つの壁になっているのではないかとということが、これまでの経過を見ていく中で感じるんですが、そういうものの検討というのはいかなるのでしょうか。

○議長（柳澤 潔） 依田成年後見支援センター所長。

〔成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長 依田徳光登壇〕

○成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長（依田徳光） ただいまのご質問にお答えいたします。

行政としての報酬等に関する補助等については、すみません。まだ考えてするようであればこれから検討していく段階ですので、現段階では何ともお答えできないような状況にあるのが、その回答になってしまいますが、報酬の関係等につきましては、もともと国のほうの制度の中でそれぞれ後見を受ける方の状況を見て、報酬額は幾らですよとか、後見人をどなたにするとか決まっている制度でございますので、先ほどちょっと触れていただきましたけれども、第二期の基本計画の中で報酬のことですとか、後見連携、先ほど出ておりますが、後見とか保佐とか補助とかなかなか皆さんになじみのない部分があるかと思うのですが、その類型の一元化ですとか、あとこれからそれに伴って民法の改正なども、この二期の計画を踏まえて国のほうでも検討していくようなこともございますので、報酬とかそういう部分については国のほうの検討を注視しながら、またこの地域の中で何ができるかということをお先ほど申し上げましたような協議会ですとか、中核機関とかで話をしながら、直接窓口のほうで相談とか乗っていただいております社協さんとも連携を密にしながら、地域の状況を探りながらいろいろこの地域のニーズはどこにあるのかというのを踏まえて、改めてそういう検討をする機関がございますので、そういう中でよりよい方向に進めていければいいのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤祐子議員。

○8番（内藤祐子） 第二期計画がどのぐらい具体的に末端のところまで進むのかと、非常に注視していきなと思っています。

同時に、先ほど答弁の中で社協への相談が110何件あって、実際に結びついたのが1割ぐらい、相談の1割しか実際に結びついていないということをもっと真摯に考えるべきかなと思うんです。だから、不安があってどうしようかという相談にはいく。でも、実際にそれを実行に移すまでには、9割の人はちゅうちょしているというのが実情だと思うんです。ですから、そこがなぜなのかというところをしっかりと分析していかないと、これなかなか進まないだろうなというふうに思っています。

とりわけ、これからニーズの掘り起こしということも言われましたけれども、ニーズに関しては確実に増えていくんです。本当に限界で、誰から見ても何か支援が入らないと駄目だということになったときには、市町村長の申立に結びつくという、最終段階に直結していくと思うんです。そうなる前に、本人がしっかりといろんな判断力があるうちに結びつくのが保佐、補助だと思うんです。全国的にも、佐久市においても、保佐、補助に結びつく成年後見が非常に少ない。まだ大丈夫、まだ大丈夫というところで限界まで行ってしまうというのが、地域性もあるのかもしれませんが、その部分だと思うんです。ですから、そういう意味では、まだ自分で判断できるうちに自分の様々なサービスに結びつけることですか、金銭に関わることですか、預金管理ですか、そういうことを他人が入ることで、より人間らしく地域で生きていくための方策をつかみ取る。これが、私は根本的にこの後見制度の大きな柱だと思っています。そういう意味では、ある意味、方針をどこで立てるかというのは市町村ももちろんやってもらいたいし、全体で市町村で賄いきれない部分があるのであれば、考え方、方向性については広域連合のどこがやるものということからスタートするのではなくて、中核機関としての中核の真ん中の柱に立つぐらいのつもりで、方向性はきちんと出していただきたいと思っています。

もう1点、今は多分資料を出しても、みんな難しいと思うんですよ。言葉一つとっても分からないんです、正直。一人一人当事者にとっても。この分かりにくいのをどうクリアするかということになれば、啓蒙活動しかないと思うんです。今、ホームページですか、パンフレットがあるのは承知しています。それだけでは、到底みんなの理解につながっていないのは現実ですし、これからますますニーズが高まっていく中では、新たな何らかの方策というのを考えていかなければならない。これ、スタートしたときには、親の会ですか事業所とかにどんな中身かって、そこで勉強会とかやったんですよ。また、この第二期計画にあたって、そうしたことも必要ではないかと思うのですが、ちょっとそれぐらい考えたりしませんか。

○議長（柳澤 潔） 依田成年後見支援センター所長。

〔成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長 依田徳光登壇〕

○成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長（依田徳光） ただいまのご質問にお答えい

たします。

内藤議員がおっしゃったとおり、なかなか成年後見制度と言いましても、先ほど申し上げました後見保佐、補助、あと任意後見とか市民後見とかもございまして、なかなか皆さんになじみのない部分があるかと思えます。今、研修会とかなかなか新型コロナ感染症の状況で人を集めてというのができない状況であるんですが、昨年、社協さんのほうで研修とかそういう委託している部分もございまして、出前講座13回開催もございました。なるべく小さい単位、地域とか隣組ですとか老人会とか、地道ではあるんですがそういうところでこういう制度があつて、まだ自分の意志決定ができる補助とかそういうのを利用するのが大事なんですよということも認識してもらえれば、ちょっとずつではあるんですが利用が増えていくのではないかと考えておりますので、先ほど申し上げましたとおり新型コロナ感染症の影響がありますので、行政等が動くとなるとその辺配慮してやらなければいけないんですけれども、そういうことを見ながら徐々にではあります、知ってもらえるような仕組みを積極的に取り組んでいければと考えております。

以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤祐子議員。

○8番（内藤祐子） 今後の方向性について、少なくともこの成年後見の重要性とニーズの広がりというのは共通認識できたのかなと思えます。これから先、ますます世知辛い世の中でございますので、つけ込まれてたまされたりということがないようにというのが大きなスタートのときの意味合いもありますので、ぜひ個人的にも絶対周りの人で困っている人がいるかと思うんです。そういう人たちに、この相談窓口や様々な協議会が結びつくような形で裾野を拡げられたらなと思えますので、引き続き、先ほど検討いただいたことまた第二期基本計画の内容の充実を大きく期待して、今回の私の質問を終わりたいと思います。

○議長（柳澤 潔） 内藤祐子議員の質問は、以上で終結いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

---

#### ◎日程第5 議案質疑・討論・採決

○議長（柳澤 潔） 日程第5、これより議案の質疑を行います。

初めに、議案第10号 専決処分の報告についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第10号については、会議規則第37条第2項の規定によ

り、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ここで採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり決すにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 専決処分の報告については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第11号 佐久広域連合資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号の質疑を終結いたします。

---

#### ◎日程第6 議案委員会付託

○議長（柳澤 潔） 日程第6、議案の委員会付託を行います。

付託委員会につきましては、議会運営委員会でご協議願っておりますので、議案付託表のとおり付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに決しました。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。

再開は、委員会審査終了次第といたします。

暫時休憩いたします。

(午後 2時39分)

---

○議長（柳澤 潔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第7 付託議案の委員長報告

○議長（柳澤 潔） 日程第7、付託議案の委員長報告を行います。

初めに、総務委員会に付託した議案について、総務委員長から報告願います。

総務委員会、清水委員長。

〔総務委員長 清水喜久男登壇〕

○総務委員長（清水喜久男） 本定例会において、当委員会に付託されました議案について、その審査の結果をご報告申し上げます。

議員各位のお手元に配付されております委員会審査報告書にもありますとおり、議案第11号 佐久広域連合資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について、審査結果は原案可決であります。

なお、全会一致により原案可決と決しました。

以上で総務委員長報告を終わります。

○議長（柳澤 潔） 議案第11号について、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） これをもって質疑を終結いたします。

〔総務委員長 清水喜久男降壇〕

これより、議案第11号 佐久広域連合資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第11号 佐久広域連合資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は総務委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第8 閉会宣告

○議長（柳澤 潔） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和4年佐久広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時09分)

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

佐久広域連合

議 会 議 長      柳 澤      潔

署 名 議 員      土 屋 利 江

署 名 議 員      市 川 稔 宣